

岩沼市告示第93号

督促状等を下記の者に発送したところ、その住所及び居所が明らかでないため送達ができないので、岩沼市市税条例（昭和30年条例第19号）第18条の規定により、次のとおり告示する。

なお、送達すべき督促状等は、市民・税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和8年8月31日

宮城県岩沼市長 鬼澤 聡

記

1 送達書類の名称 督促状等

(1) 詳細文書名一覧

督促状（市県民税、軽自動車税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税）、差押予告書、差押調書（謄本）、配当計算書、充当通知書、口座振替不能通知書

2 公示を受けるべき者

	通知書番号	氏名
1	101088	太田 忠利
2	103408	大友 宏樹
3	141181	星 元治
4	200039	石井 宮
5	360195	三浦 きん
6	370457	森 徳子
7	376746	安積 勝廣
8	387867	鈴木 秀和
9	388504	丸子 俊紀
10	433994	工藤 璃生
11	436829	菅原 智彦
12	442296	齋藤 利彦
13	442764	最上 勇樹
14	462540	渡邊 幸一
15	720034	氏家 義明
16	803236	佐藤 千尋
17	1002705	DAYARAM MADAN MOHAN
18	1004159	熊谷 勇治
19	1004232	佐々木 和寛

20	1005521	堤 領王
21	1005940	佐藤 正和
22	1006020	田中 敬一郎
23	1007850	PHAM THI TRANG
24	1008812	平間 慎也
25	1009268	伊藤 之博
26	1009392	NGUYEN QUANG HUNG
27	1010309	玉井 光一郎
28	1011215	志田藤 治哉
29	1011359	佐藤 安幸
30	1011539	瀧口 彰
31	1011615	PAI NULY HARSHMAN I
32	1013116	田場 盛昭
33	1014900	松岡 大地

3 その他

地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。